

## 南部神楽の流行

東北歴史博物館

笠原 信男

### 1 南部神楽とは

南部神楽は岩手県の南から宮城県の北部地域、江戸時代でいえば仙台領北部で行われている(第1図)。その北側は<sup>だいじょうかくら</sup>大乘神楽、さらに北は山伏神楽が行われている。南部神楽は旧仙台領で行われている山伏神楽である。主たる演者は山伏・法印という修験の徒ではなく、神楽好きな民衆である。

民俗芸能の研究者、千葉雄市によって宮城県北の海岸部に多い法印神楽は岩手県の南、旧仙台領でも行われていたことが明らかになっており<sup>(1)</sup>、法印神楽と南部神楽の分布域は重複している。

岩手県では山伏神楽と区別して「仙台神楽」・「胆沢神楽」・「エンギ(演義、演儀、演技等)神楽」と呼び、岩手県の神楽研究者は演者が舞台上でセリフを語る点に着目して「セリフ神楽」とした。宮城県側でも法印神楽と区別して「南部神楽」と呼ぶのが一般的であり、「栗原神楽」・「倉神楽」と呼ばれていたこともある。

分布は濃淡があり、岩手県は一関市、奥州市胆沢区、宮城県は栗原市栗駒・金成に多い。一関市と栗原市は一関市萩<sup>はぎしょう</sup>荘<sup>じきょうざん</sup>の自鏡山(標高312m)を挟んで向かい合っており、一関は栗駒山麓の栗原市栗駒沼倉・松倉、金成、若柳有賀等とともにかつて<sup>あがつごう</sup>吾勝郷を形成していた。従って、南部神楽は吾勝郷に濃密な分布が見られるといえる。自鏡山に祭られている<sup>あがつじんじや</sup>吾勝神社<sup>あがつのみこと</sup>は<sup>あがつじんじや</sup>吾勝尊(天照大神の御子神・正哉<sup>みこがみ</sup>吾勝勝速日<sup>まさか</sup>天忍穂耳尊<sup>あかつかちはやひあまのおしほみみのみこと</sup>)を祭神としており、宮城県側でも栗原市内3社で祭っている<sup>(2)</sup>。

仙台領北部・一関領内では「神楽(法印神楽のこと)」と区別して、江戸時代から「南部神楽」の呼称があった<sup>(3)</sup>。「仙台」・「胆沢」・「栗原」と地域名を入れた呼称が多いのも、自分たちの神楽ではなく、〇〇地方の神楽という立場から付された名称であろう。民俗芸能研究の大家、本田安次は「妙なことに仙台領では是を南部神楽と称し、南部領では仙台神楽」としているのは<sup>(4)</sup>、この神楽がどちらにも似ているがどちらにも属さない独特のものという特徴を表わしている。

江戸時代に始められた南部神楽は<sup>にわもと</sup>庭元<sup>ししおどり</sup>がいる。この形は田植踊や鹿踊と同じで、興業として神楽を行う形である。庭元は地域の有力者で、神楽好きを集って師匠に稽古をつけてもらい、神楽組を組織した。法印(修験者)が郡単位等で組を組織して、別当を務める神社の祭礼に奉納した神事芸能とは異なり、宗教者ではない者が行う神楽であった。そのため、神話に登場する神々の由来を演じる、神楽特有の<sup>かみまい</sup>神舞とともに、源平合戦等

を演じる劇舞げきまいも含まれ、芝居ように劇を楽しむ側面も強いのが特徴である(第1表)。ま



第1図 南部神楽の分布 平泉郷土館『かぐらの「わ」データ編1』2000年裏表紙より

た、山伏神楽の権現舞、法印神楽の湯立は導入されておらず、両神楽とも神楽の中核となる部分には取り入れていない。

江戸時代は宗教者以外の者が神楽を行うことを禁じていたこともあり、神楽好きの民衆が仲間うちで楽しむところから発展した思われ、「倉神楽」は仲間うちでひそかに行った名残であろう。幕末に藩の芸能制禁の規制が緩くなるに従い、徐々に表に出て、さらに明治期に藩が解体すると南部神楽は新しい時代を迎えた。

|                   | 芸 態          | 山伏<br>神楽系 | 法印<br>神楽系 | 南部<br>神楽創編 |
|-------------------|--------------|-----------|-----------|------------|
| 舞<br>台            | 仮設舞台         |           | ○         |            |
|                   | 飾り・忌竹        |           | ○         |            |
|                   | 神楽幕          | ○         |           |            |
|                   | 中央からの幕出      | ○         |           |            |
| 衣<br>装            | 烏甲           | ○         |           |            |
|                   | 荒形装束         |           | ○         |            |
|                   | 派手な図柄と色合い    |           |           | ○          |
|                   | 探物(細軸ホコ[御幣]) | ○         |           |            |
| 奏<br>楽            | 太鼓(大締太鼓)     | ○         |           |            |
|                   | 手平鉦          | ○         |           |            |
|                   | 胴位置(幕対面)     | ○         |           |            |
| 舞<br>手・<br>演<br>目 | セリフ進行        |           | ○         |            |
|                   | 民謡調の発声       |           |           | ○          |
|                   | 神舞(烏舞・三番叟等)  | ○         |           |            |
|                   | 神舞(岩戸入・白露等)  |           | ○         |            |
|                   | 神舞(御室焼・日の宮等) |           |           | ○          |
|                   | 劇舞(金巻・黒塚等)   | ○         |           |            |
|                   | 劇舞(義経記・田村記等) |           |           | ○          |
|                   | 湯立           |           |           | ×          |
|                   | 権現舞          |           |           | ×          |

## 2 江戸時代の南部神楽

### (1) 一関藩における(法印)神楽 と南部神楽の区別

磐井郡西岩井郷(吾勝郷)は江戸時代に法印神楽が行われており、さらに、早いものは江戸後期、南部神楽へ移行したとされる法印神楽が複数あり、「南部神楽の源流の地」とされる(第2図)。

江戸時代の安永4年(1775)に記された『安永風土記(宮城縣史所収分)』によれば、磐井郡西岩井郷(吾勝郷)の修験院は羽黒派12院、本山派4院で、すべての村にあったわけではない(第2表)。一村に複数院存在する村も少ない。修験院は村内にある神社の別当を務めるが村内に修験院がない場合は村外の修験が務めていた。

江戸時代、西岩井郷(吾勝郷)では、法印神楽が奉納されていたという神社が赤萩村1社、達古袋村1社、下黒沢村2社、市野々村1社ある。前2村が本山派、後2村が羽黒派の法印である。自鏡山保呂羽社ほろわしや(明治4年[1871]に村社吾勝神社)別当を務めていた市野々村羽黒派修験金剛院によると「例祭には吾勝郷一帯の法印達が集

第1表 南部神楽の基盤



第2図 自鏡山麓(一関市萩荘)に立てられた  
「南部神楽源流の地」碑 平成21年建立

| 番号 | 磐井郡西岩井郷<br>(吾勝郷)     | 宗派  | 修験院 | 修験院別当                        | 百姓別当                    | 江戸時代後期から明治初頭の神楽                                                                                                                                  |
|----|----------------------|-----|-----|------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 赤萩村                  | 本山派 | 観鷲院 | 2社                           | 5社<br>(寺別当2社)           | 笹谷神楽(法印神楽→三輪流山谷神楽→南部神楽)。                                                                                                                         |
| 2  | 中里村<br>端郷中里町         | 本山派 | 善学院 | 1社                           | 6社<br>(寺別当3社)           | 中里神楽(南部神楽)。                                                                                                                                      |
| 3  | 前堀村                  | 羽黒派 | 自性院 | 1社                           | 7社                      |                                                                                                                                                  |
| 4  | 樋口村                  | なし  |     |                              | 1社                      |                                                                                                                                                  |
| 5  | 作瀬村                  | なし  |     | 2社(上黒沢村明性院)                  |                         |                                                                                                                                                  |
| 6  | 山目村                  | 羽黒派 | 日光院 | 13社(含4ヶ村鎮守)・1<br>堂、中里村1社     | 3社                      | 日光院別当、配志波社祭礼に瓊々杵尊天孫降臨の舞、同<br>神と木花開耶姫の御子・彦火火出見尊誕生故事「むろ焼」<br>神事があるのを菅江真澄が天明6年(1786)に記録。<br>「古内神楽は上黒沢の法印と山目の法印、そして一関萩荘<br>三島神社の法印の三者によって初められた」。     |
| 7  | 一関村                  | 羽黒派 | 文珠院 | 7社(含田村公居館内2<br>社)・2堂(含居館内1堂) | 1社(寺別当)                 | 田村氏居館で修験者神楽(法印神楽・弘化4年(1847)「御<br>遊覧毎所真写」)。                                                                                                       |
| 8  | 一関村                  | 羽黒派 | 祐智坊 | 1社2堂                         |                         |                                                                                                                                                  |
| 9  | 一関村                  | 羽黒派 | 和合院 | 1社、牧澤村2社                     |                         |                                                                                                                                                  |
| 10 | 一関村                  | 羽黒派 | 福性院 | 記述なし                         |                         |                                                                                                                                                  |
| 11 | 二関村                  | なし  |     | 1社(下黒沢村三学院)                  | 3社(寺別当)                 |                                                                                                                                                  |
| 12 | 三関村                  | 本山派 | 専教坊 | 3社                           |                         |                                                                                                                                                  |
| 13 | 上黒沢村                 | 羽黒派 | 明性院 | 5社、作瀬村2社・鬼死骸<br>村7社          |                         | 「古内神楽は上黒沢の法印と山目の法印、そして一関萩荘<br>三島神社の法印の三者によって初められた」。                                                                                              |
| 14 | 下黒沢村                 | 羽黒派 | 三学院 | 8社・2堂、二関村1社                  |                         | 春日社奉納神楽(法印神楽)一古内神楽(南部神楽)。<br>三島社奉納神楽(法印神楽)一下黒沢神楽(南部神楽)。<br>西光寺で南部神楽(弘化4年(1847)「御遊覧毎所真写」)。<br>「古内神楽は上黒沢の法印と山目の法印、そして一関萩荘<br>三島神社の法印の三者によって初められた」。 |
| 15 | 下黒沢村                 | 羽黒派 | 三寿院 | 瀧澤村4社、栗原郡片馬<br>合村7社          |                         |                                                                                                                                                  |
| 16 | 猪岡村<br>端郷水山<br>端郷小猪岡 | なし  |     | 1社(達古袋村常学院)                  | 6社(含村鎮<br>守)(寺別当1<br>社) | 深立目神楽(南部神楽)。<br>瑞山神楽(端郷水山・南部神楽)。<br>本寺神楽(端郷小猪岡・南部神楽)。                                                                                            |
| 17 | 五串村<br>端郷山谷          | 羽黒派 | 正楽院 | 3社・1堂(含端郷山谷鎮<br>守)           |                         | 山谷神楽(端郷山谷・南部神楽→三輪流山谷南部神楽)。                                                                                                                       |
| 18 | 狐禪寺村                 | 羽黒派 | 来善院 | 11社                          |                         | 狐禪寺神楽(南部神楽)。                                                                                                                                     |
| 19 | 瀧澤村                  | なし  |     | 4社(下黒沢村三寿院)                  |                         |                                                                                                                                                  |
| 20 | 牧澤村                  | なし  |     | 2社(一関村和合院)                   |                         |                                                                                                                                                  |
| 21 | 鬼死骸村                 | なし  |     | 7社(上黒沢村明照院)                  |                         |                                                                                                                                                  |
| 22 | 達古袋村                 | 本山派 | 常学院 | 1社(村鎮守)、猪岡村1社                | 3社                      | 八幡社奉納神楽(法印神楽)一達古袋神楽(南部神楽)。                                                                                                                       |
| 23 | 市野々村                 | 羽黒派 | 金剛院 | 7社                           | 5社2堂                    | 保呂羽社(吾勝神社)奉納神楽(法印神楽)一本郷神楽・赤<br>猪子神楽(南部神楽)一市野々神楽(南部神楽)。                                                                                           |

第2表 西磐井郡西岩井郷(吾勝荘)の修験院とその別当社の数及び百姓別当社の数

「安永風土記」『宮城縣史第27巻』より。ただし一関市の西岩井郷(吾勝荘)分とし平泉町分は除いた。

い」、「五穀豊穰、招福除災、悪疫退散の大祈禱を行ない神楽の奉納が行われた」。「自鏡山の中腹二の鳥井の広場に神楽の舞台を設け、その前に四本の青竹を四角に立て、注連縄で結界した中央に大釜を据え、湯を沸し、湯立ての神事として大釜の湯を神に捧げた後、青笹を湯に浸し、舞台や神楽道具・舞手に振りかけて穢を払い、神の座を清め、なお参拝者にも振りかけ、ともに一年の穢<sup>けがれ</sup>を払い清める神事、禊<sup>みそぎ</sup>の行事が行われ、後に神楽が奉納された」。神楽は「全部の舞を演ずるのに三日間」かかり、「終了後は南里宮・金剛山還成寺<sup>こんごうさんげんじょうじ</sup>(栗原市金成普賢堂)<sup>(5)</sup>、東里宮・彦丈山延年寺<sup>げんじょうさんえんねんじ</sup>(一関市萩荘市野々本郷)において、それぞれ千秋楽を舞い納めて終わることが習しであった」<sup>(6)</sup>。

宮城県のを参考に、10ヶ院ほどで神楽組を組織していたと仮定すると、西岩井郷(吾勝郷)の修験院は羽黒派12院、本山派4院なので、宗派ごと、あるいは一体で神楽組が組織されていた可能性が高い。「古内神楽は上黒沢<sup>ならい</sup>西風の法印と一関山目の配志和神社<sup>はいしわ</sup>の法印、そして一関萩荘三島神社の法印(下黒沢村)の三者によって初められた」とする伝承は<sup>(7)</sup>、上記3法印はいずれも羽黒派であることから、少なくとも西岩井郷の羽黒派法印(修験院)を含んだ神楽組があったのは明らかである。

下黒沢村(一関市萩荘)の三島神社に奉納されていた神楽は、羽黒派三学院が法印神楽を伝えており、「天保年間(1830～1843)西磐井郡萩荘村下黒沢の千葉富右衛門が三島神社の法印(三学院)から山伏神楽を習い、神社の祭典などに神楽を舞ったが、その子富右衛門(二代富右衛門)も弘化年代(1844～1848)の頃、三島神社の法印から山伏神楽を習った」。また、「法印の許可を得て南部神楽を習得して帰り、当時の法印神楽に改善を加えたのが人気を博し、地方に広まり黒沢神楽の名をあげた」という。黒沢神楽は「囃子方を賑やかにし、舞も軽快に装束も美しく、舞う者自身が「ふし」をつけて「せりふ」を言う」などに仕立てたので、「人気があった」という<sup>(8)</sup>。

同村春日神社に奉納されていた法印神楽は弘化年間(1844～1848)に下黒沢神楽から南部神楽の指導をうけて古内神楽<sup>ふるうちかぐら</sup>という南部神楽に変化したとされる。こうしたことは、神社に奉納される神楽が、法印(山伏)の行う神楽から新興の南部神楽にスムーズに移行していった過程がうかがわれる。が、果たしてそうであろうか。

一関市博物館が所蔵する資料に『宣寿院様在所御下之節御遊覧每所真写(以後、御遊覧<sup>ごゆうらん</sup>每所真写<sup>まいしよしんしゃ</sup>)』がある<sup>(9)</sup>。一関藩6代藩主、田村宗顕の霊を弔うため、正室の宣寿院(当時55歳)が弘化4年(1847)5月12日に江戸を出立した。一行は14日後の5月25日、一関に到着した。一関で墓参を行い、また、領内の状況を遊覧し、約3か月後の8月22日に一関を発ち、9月11日、江戸藩邸に帰着した。資料は一関滞在時における遊覧記録<sup>さいこうじ</sup>で15枚の絵入りである。その4枚目に下黒澤村西光寺で催された神楽を描いた「南部神楽 黒澤村西光寺」、5枚目に一関・田村氏居館で修験者が演じる神楽を描いた「神楽舞台において修験者これを勤む」がある。六月下旬から七月初旬の遊覧とされる<sup>(10)</sup>。

宣寿院の55歳という年齢に配慮したのであろうか、両神楽は野外に設えた本式の仮設舞台ではなく、室内の舞台で行われた。西光寺(一関市萩荘字中町)は曹洞宗寺院で、本山は当郡赤萩村要津院、末寺は栗原郡金成村と有賀村(旧吾勝郷)に各1寺あるが、なぜ西光寺であったのか。寺で行うことに意味があったのではなく、黒澤村で南部神楽を行うことに意味があり、村内で相応しい建物として西光寺が選ばれた可能性もあろう。

(法印)神楽は一関の田村公の居館で行われた。この(法印)神楽の扱いは藩の神楽としてのものと思われる。これには居館内にあった神社の別当、羽黒派文珠院も関与していたであろう。宣寿院御覧の神楽という点で、南部神楽は一関藩内において十分に認知されていたことは明らかである。居館で行われた(法印)神楽と在所で行われた南部神楽は同列といえず、区別があった。しかし、この資料は一関には宗教者による(法印)神楽だけでなく庶民の神楽があり、その発生は黒澤村が関連することを物語っている。

## (2) 栗原郡における(法印)神楽と南部神楽の区別

幕末の文久2年(1862)、栗原郡の大肝入が生活の華美を戒めるため、同郡鬼首村(大崎市鳴子温泉鬼首)の肝入等に宛てた文書「御郡村御取締御ケ條趣意帳」がある<sup>(11)</sup>。この中に「神事祭禮之節」があり、「大造の渡り物出シあるいは舞台等補理または大造りの燈籠、かけ行灯」などを禁ずるほか、「獅子踊あるいは南部神楽と唱え候躍等の類、其の他、他所より入組候のぞきからくり拵と唱え候様の物まで、きつと指留る様仕る可く候」とある。

獅子踊は別項、「盆祭として」、「七月中ばかり相免し置かれ候もの」で、それ以外の月の興行を禁じた。神楽は「神事毎は別当ばかりにて御国家ならびに一村安全の祈禱を仕らせ候」もので、別当が神事として行う(法印)神楽は規制せず、庶民が祭礼に興行として行う南部神楽を禁じた。文久2年(1862)は、幕末で藩の規制が緩んできてきた頃で、禁止事項の再確認として出されたと思われる。

江戸時代に南部神楽が法印神楽と区別されていた様子は以下からもうかがえる。

「明治維新前までは、神楽は、法印或は社家といわれる、神に仕える特定の人が舞い、一般人は舞うことが出来なかった。町や村に住みついた法印達が数村或は郡単位に集って神楽がおこなわれ、一般人や青少年はひそかに木影などでみており、それをまねて、森かげや林の中で自分流に踊って楽しんでいるに過ぎなかった。それであるから、酒の酔いにまかせて風呂敷を幕に火箸で板の間をたたき、正月神棚にあげた御幣束を片手に一舞い神楽をやったら、早速肝入の耳に入り、今でいう始末書(詫び状)を書かされて、幕代りの風呂敷を肩にして、部落中で一軒残らずお詫びをして歩いたという幕末の頃の古文書さえ残っている」という<sup>(12)</sup>。

## (3) 南部神楽創始の背景

なぜ、(法印)神楽と区別されていた江戸時代に、南部神楽が複数の地区で生まれるこ

とができたのか。「南部神楽の源流の地」とされる西岩井郷(吾勝郷)で考えたい。

江戸時代、神楽を演じる法印にとって、自らが演じる(法印)神楽は祭礼に行う神事であり、庶民が演じる南部神楽とは違うとの意識を持っていた。このことは弘化4年(1847)に田村公の居館で(法印)神楽を演じる機会を得たことから想像できる<sup>(9)</sup>。また、(法印)神楽は隣村の複数法印(修験者)で組織した神楽組のため、自分だけ、南部神楽に移行することは、祭礼で南部神楽の上演を禁じていた時代であることを考えれば不可能に近い。仮に法印も何らかの形で南部神楽の創始に関わっていたのであれば、(法印)神楽組が行う以外の神社で、新たに神事として行われる場合であろう。

西磐井郡西岩井郷(吾勝郷)は、他の地域よりも百姓が別当をしている社寺が目立っている。例えば、自鏡山の麓である市野々村(一関市萩荘)は村唯一の修験、羽黒派金剛院が7社の別当を務めるが、他の5社2堂は百姓別当である。猪岡村は1社の別当を達古袋村の本山派修験が務め、他の6社は寺内にある1社を除き、猪岡村鎮守駒形社(地主・別当：山口屋敷甚之丞)、同村端郷水山郷鎮守山神社(地主・別当：上ノ台屋敷太郎吉)、同村端郷小猪岡一郷鎮守熊野社(地主・別当：谷地田屋敷彦惣)を含めた5社が百姓別当である<sup>(13)</sup>。西岩井郷(吾勝郷)では、江戸時代の南部神楽は百姓が別当を務める神社に奉納する神楽として、「倉神楽」から神社の神楽に成長した可能性がある。先に触れた『御遊覧毎所真写』で演じる場所を変えた二つの神楽の違いは、法印(修験者)が別当を務める神社の(法印)神楽と百姓別当の神社の南部神楽を反映したとも考えられる。

### 3 明治初期の南部神楽

この時期の南部神楽について、宮城県の神職等を管理する機関が発行した、いわゆる神楽認可証を中心に見ていく。しかし、資料数が少ないため、以下の内容は暫定的な方向性であることを断っておく。

栗原市栗駒の栗原神楽は明治12年(1879)に宮城県神道事務分局から神楽検査証(第3図・第3表②)を受けている<sup>(14)</sup>。

| 番号 | 年 月 日           | 神楽名        | 所在地    | 内 容                                                             | 発行機関      |
|----|-----------------|------------|--------|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| 1  | 明治8年 1875       | 刈敷神楽       | 栗原市志波姫 | 明治8年、神楽精進講中の表示を受けた。神楽講の木札と神楽免許状あり。                              | 不詳        |
| 2  | 明治12年 1879 3.31 | 栗原神楽       | 栗原市黒駒  | 神道事務分局の舞子・番組入り神楽検査書。                                            | 宮城県神道事務分局 |
| 3  | 明治18年 1885 3    | 沢田神楽       | 大崎市古川  | 「宮城県神風教導職御試験認可」の幕。                                              | 宮城県神風(講社) |
| 4  | 明治18年 1885 8.31 | 鶯沢神楽(日向神楽) | 栗原市鶯沢  | (神楽巻物末尾)内宮々司 井面神主/三日月太夫/白鶯山寛茂/片子沢村鳥谷御子/白鶯山寛永/神道教師 白鶯寛堅/玉井豊之助/以上 | 神宮教他      |

第3表 南部神楽の神楽認可証等

明治政府は神社から仏教的な要素を取り除いた、新たな神道を確立し、大教と呼ぶ神道を軸にする国家を国民に教化する運動(大教宣布運動)を展開した。その運動の担い手は国内すべての神職や僧侶、それに非宗教者ながら試験

神道事務分局

陸前栗原郡栗原村 栗原悦之助 届出

組頭 栗原悦之助

今野市郎治 高橋丈之進

小岩作左衛門 佐藤弥三郎

菅原專治 小岩定吉

小岩正作 小岩勝吉

菅原朝吉 佐藤安三郎

小岩利右衛門 佐藤彦三郎

八卷五郎左衛門 鹿又甚作

八卷助三郎 小野寺直治

阿部徳太郎

小岩勇吉

神楽番組

一鳥舞

二岩戸開き

三明神舞

四素歳盛鳴尊之舞

五仁々杵尊之舞

六八幡舞

七八岐大蛇退治

右七組検査ヲ遂ケ候事

明治十二年三月三十一日

第3図 宮城県神道事務分局発行の栗原神楽検査証 明治12年(1879)

に合格した者であり、彼らを布教に携わる きょうどうしよく 教導職に任じ、県に中教院を設置して研修・布教させた。栗原神楽に検査証が出された明治 12 年(1879)当時は、神道中心の布教に反発して仏教界が抜けており、神道のみで大教を布教する方針に変更され、運動を推進する中教院は各県に設けた神道事務分局に附属していた。

したがって、この神楽検査書は、宮城県が神楽を通して新たな神道(大教)を広めようとしたことを示し、恐らく神楽組の組頭が教導職としてその布教活動に関わったことを伝える。検査書記載の演目が神話に登場する神々の神舞であるのはそうした背景がある。栗原神楽でこの時に劇舞が行われていたとしても、宮城県神道事務分局(宮城県神道中教院)が内容を検査したのは神舞であった。

大崎市古川の沢田神楽の明治18年(1885)、「宮城県神風教導職御試験認可」は、証書そのものでなく、文字を染め抜いた幕(第3表③)が伝わる。「神風」は伊勢参詣を行うための講、「伊勢講」が発展した明治期の名称、「神風講」<sup>じんふうこう</sup>のことであろう。神社である伊勢神宮は神道に基づく祭祀(非宗教行為)を行い、対して、神風講は伊勢信仰の布教活動(宗教行為)を行うために伊勢神宮が設けた宗教団体・神宮教の講社である。したがって、「神風教導職認可」の幕は沢田神楽が伊勢信仰を広める宗教団体の説教者(教導職)として認可されたことを示す。この場合、発行機関は神風講(神宮教)と推測される。

栗原市鶯沢の鶯沢神楽に伝わる明治 18 年(1885)の神楽巻物(第 3 表④)は、神楽の由来等を記したもので、末尾に「内宮々司 井面神主」・「三日市太夫次郎」・「白鶯山實茂」・「片子沢村鳥谷御子(とやのみこ) 巫女」・「白鶯山實永」・「神道教師 白鶯實堅」・「玉井豊之助」とある。最後の「玉井豊之助」は鶯沢神楽を立ち上げた神楽師匠である。「白鶯」氏は中・近世以来、羽黒派修験として鶯沢村鎮守・村社の八幡宮に奉仕している神職の家柄ある。

本社の主祭神は菅田別尊<sup>ほむ た わけのみこと</sup>(応神天皇)だが、自鏡山の吾勝神社等と同じ、吾勝尊(天照大神の御子神)を配祀している。「片子沢村鳥谷御子」<sup>とやのみこ</sup>は栗原市栗駒片子沢青ノ沢<sup>しょうごう</sup>の鳥合神社神職で、中世以来、鶯沢の白鶯氏とともに二迫の有力な羽黒派修験であった。注目<sup>じんじやしんしょく</sup>は伊勢神宮「内宮々司」<sup>いのもかんぬし</sup>と外宮の有力御師<sup>おんし</sup>(外宮神職かつ各地からの伊勢参拝者を迎えるツアーコンダクター)、「三日市太夫次郎」<sup>みつ かいち だゆうじろう</sup>が名を連ねていることである。

「井面神主」は仙台領から伊勢参詣の際の内宮宿泊地の一であり、内宮御師として外宮の御師「三日市太夫次郎」とともに、伊勢講・明治の神風講の関係で連署されたと思われる。鶯沢の八幡神社は伊勢神宮の祭神・天照大神の御子神を配祀しているのも一因であろう。したがって、この史料は鶯沢の村社である八幡神社の神職及びその氏子たちが組織した鶯沢神楽の師匠が、神風講(神宮教)の布教に関与していた可能性を示す。

明治8年(1875)発行とされる、栗原市志波姫の刈敷神楽<sup>かぐらしょうじんこう</sup>の「神楽精進講」の木札(第3表①)は詳細不詳である。似た例として岩手県に、「神宮教岩手本部」が明治22年(1889)に発行した「神楽講社札(紙札)」があり、これは「神楽免状」と考えられた<sup>(15)</sup>。県内で他に明治期の神楽札が未発見なので、即断はできないが、岩手県例と同様ならばこの札も神宮教との関連が考えられる。

以上、現在、判明している明治18年(1885)までの4例のうち1例(栗原神楽)が宮城県神道事務分局(宮城県神道中教院)教導職としてやや公的(非宗教的)に、他の3例は、もっとも有力な宗教である神宮教布教(宗教活動)に関わった可能性を示唆している。南部神楽の担い手は神職でないため、試験合格者でないと教導職に就けなかったことに一因がある。同時期、法印神楽に出された神楽認可証は神宮教との関係を示すものはない。両者の違いは、明治前半期における法印神楽と南部神楽の立ち位置の違いである。

#### 4 明治・大正期の南部神楽

明治15年(1882)に官国幣社神職の教導職兼務が廃止になる。府県社以下の神職はこれまで通りである。ついで明治17年(1884)に教導職が廃止される。明治の新しい神道を民衆に説教する立場がなくなり、神社と地域の関わりは新局面を迎える。これが定着した明治20年代後半、法印神楽は、宮城県神道事務分局の後身である宮城県内神職取締所が発行した神楽認可証に「○○神社附属神楽」の文言が入る。神社祭礼に行われる地域の芸能として法印神楽が位置づけられる。同時期、南部神楽でこの文言が入った認可証は今のところ見当たらないが、地域においては江戸時代に見られた法印神楽との区別はなくなっていった。

南部神楽の演目には2側面がある。一つは法印神楽と同様、神話の神々が登場する演目で、舞人にセリフはない。これらを神舞としている。他は源平合戦などの物語を演目にしたもので、舞人のセリフ回しで進行する。これを劇舞といっている。劇舞を江戸時代から行っていた神楽組もあるが、いつ広く普及したかは不明な部分がある。

南部神楽は明治期に始められたものが約半数を占める(第4表)。明治初期、法印神楽組が解体した中で、南部神楽が法印神楽に代わって神社祭礼等に招かれることを期待し、興行の一つとして始められた例もあろう。この場合、主となるのは神舞である。

| 時 期       | 宮城県 | 岩手県 | 計   |       |
|-----------|-----|-----|-----|-------|
|           | 団体数 | 団体数 | 団体数 | %     |
| 江戸時代末期    | 10  | 6   | 16  | 6.6   |
| 明治元年～20年  | 22  | 24  | 46  | 18.9  |
| 明治21年～45年 | 33  | 39  | 72  | 29.5  |
| 大正期       | 21  | 21  | 42  | 17.2  |
| 昭和元年～20年  | 14  | 8   | 22  | 9.0   |
| 昭和21年以降   | 36  | 10  | 46  | 18.9  |
| 合計        | 136 | 108 | 244 | 100.1 |

第4表 南部神楽が始められた時期

明治初期頃成立した栗原市金成の有壁神楽は一関・市野々で神楽を習った佐

藤善七が初代師匠を務めた。その後、近くの村から明治20年(1887)頃に婿入りした千田文治が二代目師匠に就いた。神楽は「祭りの季節になるとあっちこっち呼ばれて行った。新築祝いにも呼ばれた。三番叟・岩戸入り・岩戸開きの順で神事が舞われる」。「始めは神事しかやらなかったが、(二代目師匠)文治氏が来た頃から段事が始められたらしい」<sup>(16)</sup>。有壁神楽は明治10年(1877)代まで神事(神舞)のみで、明治20年(1887)以降に段事(劇舞)が加わった。明治20年(1887)以降の明治期後半に創始された神楽が最も多いのは、この時期に劇舞が活発になった可能性を考える必要がある。

江戸時代後期、大衆芸能として盛行した歌舞伎は江戸・大坂・京だけでなく、名古屋・加賀・鹿児島など地方都市でも賑わった。明治になり、歌舞伎を上演する地芝居が各地で成立した。南部神楽の劇舞は歌舞伎に似た劇として受け入れられた。南部神楽を見るのは伝統的神楽と芝居の2つを見るのと同じであり、明治期における流行はこうした状況が背景にあると思われる。

本吉郡南三陸町戸倉滝浜に江戸時代、薬師堂があった。「藩祖伊達政宗及び十二代の<sup>なりくに</sup>齊邦、かつて眼病を患いし折、この神に立願して快癒した」由緒がある<sup>(17)</sup>。堂は明治4年(1871)に滝浜鎮守久須志神社とした。新神社の神楽として神職・氏子達は登米郡東和町飯土井神楽(南部神楽)を招き、「神事舞(神舞)」を奉納する滝浜神楽を組織した。

「大正14年、世は不況で困苦欠乏に耐えて強く生き抜かねばならぬ此の秋、有志相計り伊達家の氏神でもある当滝浜鎮守の久須志神社の神事舞として神楽を組織することに決し、師匠として及川榊先生を招くことになった。

大正拾四年拾月参日

師匠 登米郡米川村鱒渕飯土井

登米郡神楽取締人 及川榊」<sup>(18)</sup>

本吉郡戸倉は江戸時代、本吉郡南方の羽黒派法印(修験者)が神楽組を組織して法印神楽を行っており、明治以降も法印(神職)が同様の神楽組で法印神楽を行っている。その戸倉に新しく成立した滝浜神社は祭礼に既存の法印神楽を招待するのではなく、自分たちの南部神楽を作った。明治後半から大正期、法印神楽、南部神楽を問わず、地域の神

楽として創始される例が県内で見られ、その風潮に沿ったものだが、浜地域の南部神楽の勢いに着目すべき例である。

## 5 時代の変化と南部神楽の適応

明治17年(1884)に教導職制度が廃止され、明治後半期以降、南部神楽と法印神楽の間に区別はなくなっただと思われる。この時期の南部神楽は神事舞を中心にしながら劇舞を合わせた神楽として地元・地域に受け入れられたであろう。

戦後、社会が大きく変化した。この時期に創始された南部神楽は明治前半期と同数であり、第二次南部神楽ブームといえる状況であった。神社と地域・氏子の新しい関係に南部神楽が大きな役割を果たしたと思われる。また、南部神楽を中心とする神楽大会がこの時期に県内及び岩手県南部で始められる。その代表は昨年で第69回を数えた東北神楽大会(栗原市・旧暦8月1日・今年は中止)である。大会では劇舞に人気がある。

南部神楽が持つ神事舞と劇舞の二つの側面及び当初から帯びている興行性は、この神楽の基本軸で、南部神楽はこれらの軸を守りながら、時代に適応して変化してきた(第5表)。

| 時 期               | 区 分<br>(創始率)   | 内 容                                                                |
|-------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 江戸末期              | 発生期<br>(6.6%)  | 庶民が仲間で楽しむ「倉神楽」。<br>(法印)神楽のない神社(百姓別当神社等)の祭礼で神事神楽興行。                 |
|                   | (法印神楽)         | 法印神楽組(郡単位・十ヶ院ほど等)による別当神社上演。                                        |
| 明治前半期<br>(元～20年)  | 増大期<br>(18.9%) | 法印神楽上演中断、神楽のない神社の祭礼で神事神楽興行。<br>神宮教の説教としての神事神楽。<br>稀に教導職として神社神道へ関与。 |
|                   | (法印神楽)         | 奉仕する神社で神楽組織、上演。<br>教導職として神社神道へ関与。                                  |
| 明治後半期<br>(21～45年) | 拡大期<br>(29.5%) | 神社祭礼等で興行。<br>〇〇神社附属神楽として地元神社祭礼で上演。                                 |
|                   | (法印神楽)         | 〇〇神社附属神楽として定着。                                                     |
| 大正期               | 減退期(17.2%)     |                                                                    |
| 昭和初期              | 衰退期(9.0%)      |                                                                    |
| 昭和戦後              | 増加期<br>(18.9%) | 神社祭礼等で興行。<br>〇〇神社附属神楽として地元神社祭礼で上演。                                 |
|                   |                | 芸能大会興行。                                                            |

第5表 時代の変化と南部神楽の適応形

注

(1)①千葉雄市「岩手県の法印神楽」『本田安次著作集第4巻付録4』錦正社1994年p1～4、

②千葉雄市「宮城県民俗芸能(2)」『東北歴史博物館研究紀要2』東北歴史博物館2001年p20

(2)宮城県内で吾勝尊を祭っている3社

①駒形根神社(主祭神の天日雲尊(天照大神)等と併祀、栗原市栗駒沼倉)

②愛宕神社(主祭神の軻遇突智命と配祀、栗原市栗駒文字)

③八幡神社(主祭神：菅田別尊(応神天皇)と配祀、栗原市鶯沢南郷遠堀)

- 宮城県神社庁編『宮城県神社名鑑』宮城県神社庁 1976 年① p 279・② p 285・③ p 301
- (3)①熊谷新右衛門『秋田日記』天保8年(1837)、無明社出版 1984 年 p 30
- ②笠原樗庵画筆『宣寿院様在所御下之節御遊覧毎所真写』弘化4年(1847)、一関市博物館蔵、『お姫様のお国入り』一関市博物館平成25年度テーマ展パンフレット 2013 年 p 3
- ③「御郡村御取締御ケ條趣意帳」文久2年(1862)、大崎市鳴子温泉鬼首 個人蔵
- (4)本田安次『本田安次著作集 日本の傳統藝能 陸前濱乃法印神楽(復刻) 第4巻神楽Ⅳ』錦正社 1994 年、初版 1934 年 p 71
- (5)『金成町史』に「還成寺 普賢堂金剛山 切支丹の由焼亡」とあり、詳細不詳。阿部正瑩は吾勝神社の縁起を引用して「藤原清衡公山麓に四ヶ寺を建立、二代基衡公また里宮二ヶ寺を建立」とする。四ヶ寺の一が「南方、霊峯山成功寺(金成町普賢堂)」、二ヶ寺の一は「南里宮、金剛山還成寺(金成普賢堂)」。
- 『金成町史』は成功寺について「成功寺 普賢堂雲峯山 松林 切支丹の由焼亡」とある。
- ①石川寿雄・熊谷輝雄「金成町の仏閣」『金成町史』金成町 1973 年 p 360
- ②阿部正瑩『南部神楽系譜調査報告書』一関市文化財調査報告書第14集 1995 年 p 25
- (6)注(5②)文献 p 26・27
- (7)注(1②)文献 p 19
- (8)注(5②)文献 p 34。なお、引用文中の「山伏神楽」は「岩手県北部の山伏神楽」でなく、「山伏(法印=修験者)が行う神楽」と思われる。
- (9)一関市博物館『お姫様のお国入りーイギリスに渡った一関藩の風景画』一関市博物館平成25年度テーマ展パンフレット 2013 年 p 3～7
- (10)菊池慶子「大名正室の領国下向と奥向 一関藩田村家宣寿院の事例を中心に」『東北学院大学論集 歴史と文化第52号』2014 年 p 30
- (11)注(3③)文献
- (12)遠藤主税編『鶯沢町史』鶯沢町 1978 年 p 1378
- (13)宮城県「磐井郡西岩井郷猪岡村風土記御用書出」『宮城県史 27(資料篇5)』宮城県史刊行会 1959 年 p 190・191
- (14)今野清美編『くりこまの神楽誌』栗駒町神楽保存伝承研究会 1980 年 p 7
- (15)門屋光昭「北海道に移住した芸能集団の消長ー早池峰系合石神楽の場合ー」『かぐらの「わ」データ編 3』平泉郷土館 2002 年 p 17
- (16)東京女子大学民俗調査団編『普賢堂の民俗』1976 年 p 107
- (17)注(2)文献 p 380
- (18)滝浜神楽「昭和元年旧拾貳月 神楽神代簿」2紙表